

# 中国での重要犯罪被害者弁護士無料相談サポート

中国国内で重要犯罪被害に遭われた邦人及び邦人被害者家族に対する日本語による弁護士無料相談サービスです。

## 本制度の対象者

- 中国において重要犯罪事件(殺人、傷害、暴行、DV、不同意性交・わいせつ等)に遭い、心身に深刻な被害を受けたことで苦しんでいらっしゃる邦人及びその邦人被害者家族(以下、被害者等)を対象としています。

## 相談・サービス内容

- 当館が契約している弁護士(日本語対応可。刑事・民事対応可)とご相談いただき、事件により被害者等が抱える問題に対する法的コンサルティング、捜査や裁判手続についての説明、とり得る手段(損害賠償)などの対応について法的観点からアドバイスをいたします。(例えば、被害届の提出や刑事事件への対応、当局への処分の求め方、手続きの進捗照会方法、補償の問題(公的なものを含む)、被害者支援制度の手続、マスコミ対応、ネット対応等についてアドバイス)

## サービス申込方法

- 在広州総領事館管轄地域(広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区)にて発生した事件又は現在居住している方は、当館領事班にご相談ください。
- サービス利用日時、弁護士との相談方法(対面(面談)、電話、ビデオ通話、チャット)の予約調整をさせていただきます。

### 【連絡先】

在広州総領事館

- ・電話番号 : +86-20-8334-3009 (代表)
- ・メールアドレス : [ryoji@ko.mofa.go.jp](mailto:ryoji@ko.mofa.go.jp)

～無料相談についてはひとつの事件について1回あたり30分以内、計3回までご利用できます～

注:相談サポートの無料範囲を超えるご相談、依頼契約をする場合は、相談内容・分野及び弁護士事務所により費用が異なりますので、ご依頼される弁護士に直接ご確認ください。